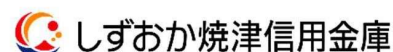


2025年11月28日



お客さま各位

口座の売買・譲渡・譲受・賃借は犯罪です！

平素よりしずおか焼津信用金庫をお取引し立て賜り、厚くお礼申し上げます。

・近年、インターネットやSNS等を通じた口座の売買・譲渡・レンタル等を勧誘する行為が増えています。売買・譲渡・レンタルされた口座は、犯罪グループによって、SNS型投資・ロマンス詐欺などの金融犯罪に悪用されており、全国的に詐欺被害も増加しています。

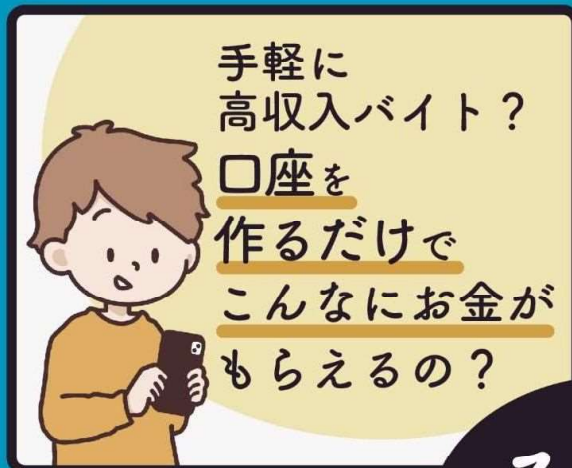
・**口座(通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのログインID・パスワード等の口座情報など)を他人に売買・譲渡・賃借する行為や、他人になりすまして口座を開設する行為は法律で禁止されており、口座を「売る側」、「買う側」とともに罪に問われます。**

・金融犯罪に巻き込まれる恐れがありますので、「口座を高く買います」「口座をレンタルさせてください」などの話や、口座を利用した「副業・アルバイト」などを持ち掛けられても、絶対に応じないでください。尚、不審なことがあれば、警察や金融機関へご相談ください。

・口座の売買・譲渡・譲受・賃借などによる口座の不正利用が認められた場合には、当金庫は警察と連携のうえ、速やかな口座の利用停止を行うとともに、今後、当金庫とのお取引をお断りさせていただきます。

・口座を利用されなくなった場合(在留の方はご帰国の際など)には、ご解約をお願いします。

以 上



口座を売ったり貸したりすると
罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…

金融機関または警察までご相談ください



特殊詐欺対策ページ
で詳細をチェック！

